
IUU 漁業および人権侵害が懸念されている魚介類の 日本市場への流入の可能性について

－ 日本政府への提言 －



はじめに

2022年度の統計によると、日本は世界で最も多くのマグロを輸入する国であり¹、全ての魚介類の輸入量は世界で4番目に大きいとされています²。2022年度、日本はおおよそ2,320億円(約17.4億米ドル)相当のまぐろ類を輸入しています³。これにはキハダマグロ(895億円、約3億4200万米ドル相当)、メバチマグロ(644億円、約4億3200万米ドル相当)、そしてクロマグロ(779億円、約5億2200万米ドル相当)が含まれています⁴。これらのまぐろ類は主に近隣の東アジア諸国から輸入されており、具体的には台湾(総額の21.5%)、中国(12.8%)、韓国(9.5%)が挙げられます。また、マルタやトルコなどの国々も重要な供給国で、それぞれの国から9.3%および5.9%を日本は輸入しています⁵。アメリカとEUがIUU漁業と結びつけられる魚介類(IUUシーフード)を自らの市場から排除するために一部の輸入管理措置を実施している中、日本もIUU漁業への対応で自らの責務を果たすように求められています。

現在、日本では、魚介類の輸入を管理するために3つの法令が適用されています。この中で、2つの法令はマグロの輸入に関連しており、具体的には外国為替及び外国貿易法(外為法)とまぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法(まぐろ法)です。また、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(流適法)は、2020年に導入されました。この法律はIUU漁業から日本の市場を保護するためのものです。

EJFは、現行の制度について注意深い検証を行い、EU、タイ、韓国などを含む世界中の政府との協力経験や実地調査を活かして、IUUシーフードを市場から排除するために、5つの主要な問題が緊急に解決されるべきだと結論づけました。これらの問題は、輸入管理の対象となる魚種が十分に網羅されていないこと、労働者の人権が考慮されていないこと、漁業界全体の透明性が不足していること、輸入された魚介類が消費者に届くまでの追跡ができないこと、そして罰則が十分でないことです。

EJFやジャーナリスト⁶など市民社会の調査により、台湾、中国、韓国の遠洋マグロはえ縄漁船では一貫して高いIUUリスクと人権侵害が明らかになっています。これら3か国からマグロを大量に輸入する日本は、非合法で倫理に反し、持続不可能な方法で採捕されたIUUシーフードの市場流入を防ぐために、緊急に輸入管理を強化する必要があります。

このグリーンフィングレポートは、日本の現行の輸入管理に焦点を当て、3つの法令について詳細な分析を実施し、EJFの最近の実地調査に基づいたケーススタディを交えて特定された法制度の抜け穴を解析することを目的としています。また最後には、日本政府に向けて輸入管理制度改善のための提言も行います。

法的枠組みに関して

外国為替及び外国貿易法(外為法)

最初に挙げられる、日本におけるマグロの輸入管理に関連する法律は、外国為替及び外国貿易法(外為法)です。1949年に導入されたこの法律は、国際的に取引されるあらゆる商品に関わります。外為法の主な目的は、国際取引の円滑な進行と日本における国際協定の適切な実施を保障することです⁷。この法律の所管機関は財務省および経済産業省です。



外為法第52条では、政令で定められる条件に基づき、特定の輸入品目に対して各所管大臣による輸入の承認を義務づけることができるとしています。このような措置は、特定の輸入品目に対して詳細な管理や監視を行うために導入されることがあります。また、それに伴い、十分な理由が内閣に提示され、関連する国際協定または要件に違反する場合、当局が必要な範囲で特定の国との貿易を停止することができるかとされています。

まぐろ類の場合、その輸入条件は主に、日本がメンバーとなっている地域漁業管理機構(RFMOs)で合意された保全管理措置案(CMMs)およびそれに関連する国際協定に基づいています⁸。

まぐろ類以外にも外為法の対象となる魚種には、たら、すけそうだら、ほたて貝等18品目の水産物があります⁹。ただし、これらの18品目に関する輸入条件は、国内産業を保護するための輸入割当制度(IQ制度)の目的に基づいています¹⁰。

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法(まぐろ法)

外為法に基づいて1996年に導入されたまぐろ法¹¹は、まぐろ類RFMOのCMMsを確実に実施するためのものです¹²。

まぐろ法の第10条により、政府はまぐろ類漁業、流通、または加工に関与する個人および団体・企業に対して、その事業に関する報告書の提出を求める権限を有しており、これらの報告書はまぐろ法の所管大臣である農林水産大臣に対して行われます。

また、同じく第10条では、まぐろ類を日本に輸入する際に、農林水産大臣に一定の主要データ要素(KDEs)を提出することを義務付けています。これらの報告要件に違反すると、日本政府は特定の国からのまぐろ類の輸入を制限することが出来ます。必要なKDEsは、日本が加盟している5つのRFMOそれぞれの個別の要件に応じて、異なります。

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(流適法)

2020年、国際的な圧力が高まり、日本はIUUシーフードの輸入を防ぐ役割を果たすため、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(流適法)を制定しました¹³。流適法には国内流通と輸入規制の2つの独立した要素があり、それぞれにおいて国内で捕獲および流通される種(特定第一種水産動植物)および海外から輸入される種(特定第二種水産動植物)に適用される要件が含まれています。このブリーフィングレポートでは主に特定第二種水産動植物とそれに関連する規制に焦点を当てます。

特定第二種水産動植物のリストアップは、規制の必要性和実施の実現可能性を考慮して決定しているとされています。これらの決定は、水産流通適正化制度検討会議(検討会議)によって議論・提案され、水産政策審議会の諮問・答申を受けて決定されました¹⁴。検討会議は、農林水産省が設置した特別なタスクフォースであり、流適法の策定のため、学識経験者、事業者、NGO等の多様なステークホルダーが招聘されました。

水産庁は約2年ごとに、特定第一種及び第二種水産動植物の対象魚種についての見直しと再評価を行う予定で¹⁵、初回の見直しは2024年末に計画されています¹⁶。この見直しに関しては、再び検討会議を招聘し、その結果を元に、水産政策審議会の諮問・答申を踏まえて行うとされています。このため、この検討会議が新たな対象魚種に関する提言を行う重要な役割を果たすことになると考えられます。

流適法に基づく輸入規制の効果的な施行のため、農林水産省は、特定第二種水産動植物の輸入に関与する事業者に対して、検査のために漁獲証明書やその他の重要な報告書の提出を求める権限を有しています。また、必要に応じて、農林水産省はこれらの報告書の検証や調査を行う権限も持っています。

特定第二種水産動植物の輸入に必要な漁獲証明書は、これらの製品が漁獲または加工された外国政府によって発行される必要があり、各国は日本政府との協議や交渉を通じてそのフォーマットを決定する必要があります。現在(2023年11月)、中国、台湾、韓国等、日本の主要な海産物取引先のほとんどを含む約60カ国が農林水産省と交渉を成功させ、特定第二種水産製品の日本への輸出が許可されています。なお、ブラジル、ソマリア、アラブ首長国連邦など7カ国は特定の第二種水産製品を過去に日本に輸出していた(但し頻度は低い)ものの、まだ日本政府との合意に至っていません¹⁷。

IUU漁業および人権侵害が懸念されている魚介類の日本市場への流入の可能性について

このように、日本ではいくつかの対策は取られていますが、違法な漁業活動や人権侵害の高いリスクが伴うIUUシーフードは、直接の取引や海上での転載を通じて、依然として日本に流入しています。また、透明性とトレーサビリティ不足から、流入したIUUシーフードの正確なバイヤーや市場への経路を特定することが難しい状況が続いています。

イアン・アービナ氏による『ニューヨーカー』の最近の[レポート](#)やEJFによる[調査報告書](#)によると、中国の漁船では深刻な人権侵害が行われ、時には致命的な結果につながることや、さらに中国のシーフードがウイグル族の強制労働と関連していることも明らかになっています。

以下の2つのケーススタディは、EJFの現地調査に基づいており、問題のIUUシーフードがどのようにして日本市場に流通するかを一例として示しています。

ケーススタディ 1 - 中国水産有限公司

2019年から2023年にかけて、EJFは中国水産有限公司(CNFC)が所有する中国の船団に対する調査を実施しました。調査の結果、その船団で高い確度でIUU漁業活動と人権侵害が行われていることが明らかになりました。また、EJFでは、衛星データ(自動識別システム、AISなど)を活用して、CNFC船団が洋上で遭遇(エンカウンター)した可能性のある7隻の冷凍貨物船(通称「リーファー」)を特定しました¹⁸。これらのリーファーはCNFC船団に接近後に日本の清水港に向かったことが分かっています。

これらの情報は、EJFの調査員によるクルーへのインタビューや彼らから受け取った画像の分析を通じて収集されました。これらの調査によって、明らかになったIUU活動には、サメヒレの切り取り(フィニング)、イルカやウミガメなどの絶滅の危機に瀕している動物を意図的に捕獲・殺害する行為、適切な許可のない排他的経済水域(EEZ)での漁業活動等が含まれていました。また、これらの船のクルーは身体的および言葉による虐待を受けたこと、給与が差し引かれたこと、極端に長い時間働かされたことを証言しており、その中には労働時間が14時間を超えることがよくあり、時には2日間にわたって適切な休息がないまま働かされていたという証言もあります。

2名のクルーは、具体的にヨシキリザメのフィニングが船上で行われていると証言しており、両者とも「船長の指示に従ってやりました。禁止されていることは知っていましたが、船長の指示に従っただけです」と述べています。シーズンがピークの時期には、船が1日に最大で十匹ほどのサメを捕獲していたと証言しています。

あるクルーは、「新人で経験が浅い」と言われた同僚が、船長の機嫌が悪かったときに頭部を殴られたと証言しています。また、別のクルーの手に腫瘍ができた際も、船長は船上の「人員が足りていない」ことを理由に下船させず、船上で利用可能な限られた医療機器を用いて「手術を受けていた」と証言しています。

以下の表は、CNFC船団と洋上において積荷の転載を行った可能性のあるリーファーを示しています。これらのリーファーは、日本企業による投資など日本から利益を得ている可能性や、日本企業が実質的支配者(Beneficial Owner; BO)である等、日本の関与を示すいくつかの可能性がります。

表1:CNFC所有船舶及び日本と関連するリーファーとの間で行われたと考えられる洋上における積荷の転載リスト

洋上において積荷の転載があったと疑われる日付	CNFC所有船舶(漁船)	リーファー	旗国	IMO番号	現BO	エンカウンター後にリーファーが日本にある港へ入港した日付
2019/04/24	CHANG RONG 5	TUNA QUEEN	パナマ	9940693	United Japan Corp	2019/07/10 - 清水港
2019/04/25	JIN SHENG 7	TUNA QUEEN	パナマ	9940693	United Japan Corp	2019/07/10 - 清水港
2021/03/24	JIN FENG 1	IBUKI	パナマ	9666481	Shinko Kaiun Co. Ltd. (Tokyo)	2021/06/17 - 清水港 2021/06/27 - 川崎港
2022/02/07	JIN FENG 3	CHIKUMA	パナマ	9666493	Eikyo Marine Inc.	2022/06/08 - 清水港 2022/07/18 - 川崎港
2022/03/07	JIN FENG 1	CHIKUMA	パナマ	9666493	Eikyo Marine Inc.	2022/06/08 - 清水港 2022/07/18 - 川崎港
2022/04/01	CHANG RONG 7	IBUKI	パナマ	9666481	Shinko Kaiun Co. Ltd. (Tokyo)	2022/05/19 - 清水港 2022/06/26 - 川崎港
2022/05/03	CHANG RONG 7	CHIKUMA	パナマ	9666493	Eikyo Marine Inc.	2022/06/08 - 清水港 2022/07/18 - 川崎港
2023/01/16	CHANG RONG 7	CHITOSE	シンガポール	9666508	United Japan Corp	2023/03/01 - 清水港 2023/04/21 - 重井港 2023/04/22 - 尾道糸崎港 2023/04/30 - 清水港
2023/01/17	JIN FENG 3	CHITOSE	シンガポール	9666508	United Japan Corp	2023/03/01 - 清水港 2023/04/21 - 重井港 2023/04/22 - 尾道糸崎港 2023/04/30 - 清水港
2023/01/18	CHANG RONG 5	CHITOSE	シンガポール	9666508	United Japan Corp	2023/03/01 - 清水港 2023/04/21 - 重井港 2023/04/22 - 尾道糸崎港 2023/04/30 - 清水港
2023/02/14	CHANG RONG 7	HARIMA	パナマ	9819923	United Japan Corp	2023/04/03 - 清水港 2023/05/19 - 川崎港 2023/05/20 - 清水港
2023/02/15	JIN FENG 1	HARIMA	パナマ	9819923	United Japan Corp	2023/04/03 - 清水港 2023/05/19 - 川崎港 2023/05/20 - 清水港
2023/02/16	JIN FENG 3	HARIMA	パナマ	9819923	United Japan Corp	2023/04/03 - 清水港 2023/05/19 - 川崎港 2023/05/20 - 清水港
2023/02/17	CHANG RONG 5	HARIMA	パナマ	9819923	United Japan Corp	2023/04/03 - 清水港 2023/05/19 - 川崎港 2023/05/20 - 清水港
2023/04/06	CHANG RONG 5	TUNA QUEEN	パナマ	9940693	United Japan Corp	2023/05/22 - 川崎港 2023/05/23 - 清水港
2023/04/18	JIN FENG 3	TUNA QUEEN	パナマ	9940693	United Japan Corp	2023/05/22 - 川崎港 2023/05/23 - 清水港



写真1: 捕獲されたイルカ(JIN SHENG 7船上)

ケーススタディ 2 - 大洋世家(浙江)株式会社

EJFの調査により、IUU漁業活動や人権侵害に関与したとされる船舶を所有している企業と日本企業の直接的な関与が浮かび上がっています。三菱商事や、売上高で世界最大の水産企業であるマルハニチロ株式会社⁹といった日本企業が、中国の企業である大洋世家(浙江)株式会社(大洋世家(浙江)股份公司; ZOF社)と関わりがあることが判明しました。ZOF社は、中国と世界のシーフードサプライチェーンにおいて主要な漁業企業の一つです。

EJFの調査により、ZOF社またはその子会社が所有またはチャーターした12隻の船舶(XIN SHI JI船舶)が、それらの船舶で働くクルーの証言によって、IUU漁業活動に一貫して関与していたことが明らかになりました。これらの船舶では、フィニングが産業規模で行われ、クジラなどの絶滅の危機に瀕している動物も意図的に捕獲され、殺害されています。また、船員に対する身体的虐待、給与の差し引き、身体的・言葉の暴力、極端に長い労働時間などの人権侵害の被害も報告されています。2隻の船舶では船上で働いていたクルーが亡くなったことも証言されています。

表2: ZOF社所有のXIN SHI JI船舶に対する調査で報告されたIUU漁業および人権・労働権侵害の統計データ

証言された違法・虐待行為		% (インタビュー者数, n=20)	% (船舶数, n=12)
IUU漁業	フィニング	60% (12)	67% (8)
	クジラの捕獲および殺害	50% (10)	67% (8)
人権及び労働権の侵害	保証金を支払うことの強制	40% (8)	50% (6)
	ID書類の没収	80% (16)	75% (9)
	過度な残業	80% (16)	83% (10)
	身体的虐待	35% (7)	50% (6)
	言葉による虐待	40% (8)	42% (5)
	過酷な労働および生活条件 (例: 医薬品、食料、水の不足など)	50% (10)	67% (8)

また、クルーからは以下のような証言も得られています。

「サメに関しては、ヒレだけを取って、身体は捨てました。その後ヒレを乾燥させます。これらの行為は特定の人が行いました。普段、彼らはエンジニアでした。ヒレはエンジン室に置かれます。暑いので早く乾燥します。たくさんのヒレがありました。サメの数でいうと、恐らく数千匹分あったかもしれません...なぜなら、各漁の作業で10匹、時にはそれ以上のサメを取ることができたからです...1回のシフトで20匹のサメを捕まえることもできました。多い日であれば、1日で50匹のサメを捕まえることもありました。」

クルーによる証言

同じ船舶において、クルーの一人は2年以上家族と連絡を取ることが許されていなかったと証言しました。

「24か月間、家族と連絡を取らせてもらえませんでした... 私の家族は心配していたでしょう。私が洋上にいる間、私にする知らせは何もありませんでした。もしかしたら、私の家族は私がすでに亡くなったと思っていたのかもしれない。」

クルーによる証言

調査を行った12隻のXIN SHI JI船舶のうち、11隻は日本のOPRT登録漁船に登録されています²⁰。これらの船舶は主にAISデータによると、キリバス排他的経済水域 (EEZ) 内の太平洋およびソマリアEEZ内のインド洋で運航していました。

EJFはクルーによる証言やGlobal Fishing Watch、Starboardなどの衛星追跡システムによる情報を活用して、洋上での疑わしい積荷の転載事例を特定し、船舶の動きをモニタリングするとともに、港への訪問も追跡しました。調査により、12隻のXIN SHI JI船舶と少なくとも11隻のリーファーとのエンカウンターが発覚し、そのうち2隻のリーファーはエンカウンターの後に日本の港を訪れています。そのリーファーに積み込まれていた魚がその港で陸揚げされ、日本国内で流通されたのか、それとも再輸出されたのかは、透明性とトレーサビリティが不十分なため、これ以上の追跡はできませんでした。

一般公開されている貿易データとZOF社の株式公開(IPO)に向けた目論見書によれば、ZOF社は2018年から2021年までの期間において、企業の総収益の約8~12%を日本市場から得ていました。ZOF社の目論見書によれば、冷凍マグロは台湾のFong Chun Formosa Fishery Company (豊群、FCF) Co, LtdとシンガポールのTri Marine International (PTE), Ltdに缶詰加工のために販売され、日本市場向けのマグロは主に三菱商事へ販売されています。三菱商事は2018年から2021年までの期間において、ZOF社から約1億7900万ドル相当のマグロを購入していました。また目論見書に開示されているZOF社の主要な国際顧客には、マルハニチロ株式会社、株式会社うおいち、および株式会社広一の名前も記載されています。

マルハニチロ株式会社は、売上高で世界最大の水産企業であり、70か国での加工と取引のグローバルネットワークを有しており、2018年から2021年までの間にZOF社から約2,100万ドル相当のイカと冷凍加工マグロを購入しました。また日本の水産物商社である株式会社うおいち、2020年から2021年までの期間にZOF社から135万ドル相当の冷凍加工マグロを購入しています。清水に拠点を置く水産物商社である株式会社広一は、2019年から2021年までの期間にZOF社から約340万ドル相当の冷凍加工マグロを購入しています。



写真2: XIN SHI JI船上でヒレを切り取られているシュモクザメ。写真の下部には既に切り取られたヒレが落ちている。

輸入管理システムの実施における抜け道

上記の2つのケーススタディは、日本のマグロサプライチェーンにおけるIUU漁業とそれに伴う人権侵害が広く行われていることを示しています。しかし、現行の法的枠組みではIUUシーフードの輸入を防ぐには不十分です。これは流適法における対象魚種が限定的であり、人権侵害が考慮されていないからです。これらの状況に置いて、透明性とトレーサビリティが低いと、問題のあるIUUシーフードが一旦日本の市場に入ると追跡が難しくなっています。また、これらの違法行為に対して、罰則が存在するものの、潜在的な利益に比例せず、違反を抑止するには十分ではありません。

対象となっている魚種が限られている

現在、特定第二種水産動植物にはいか、さんま、さば、まいわしの計4魚種しか指定されていません。これらの対象魚種は、検討会議において規制の必要性和実現可能性の両方が検討され、水産政策審議会によって決定されました²¹。

マグロ漁業において国際的なIUU漁業の事例が増加しているため、まぐろ類の輸入においてもIUUのリスクを排除し、流適法と同等の輸入管理を確立することが非常に重要です。現在、これらの要件は外為法とまぐろ法の下で取り扱われています。RFMOsは国際的なマグロ漁業の管理に不可欠ですが、流適法のような自国の規制も同様に必要です。これにより、国内での流通、貿易、および他の側面に対処し、国際的な約束と保全目標を守ることが確保されます。

日本政府がまぐろ類やかに類などの一般的なシーフードを特定第二種の対象として除外する決定²²は、市場に対して潜在的な脅威をもたらし、個々のバイヤーに合法かつ倫理的な産地を保証させる際に重い負担をかける可能性があります。現行制度では、日本で最も消費されている魚介類の一つであるまぐろ類²³を輸入する際に、関連するRFMOsによって指定されたクロマグロ、タイセイヨウクロマグロ、ミナミマグロ、メカジキ、メバチマグロのみ漁獲証明書が必要です²⁴。他の市場でよく取引されるキハダマグロ、ビンナガマグロ、カツオ等の他のまぐろ類、およびカジキなどの種については、これらが日本へのまぐろ類の総輸入額の28%を占めている²⁵にもかかわらず、漁獲証明書の提出は必要ありません。

洋上での人権侵害に対する対策が不十分である

遠洋漁業の遠隔性と不透明性は、政府の監視を難しくします。特にまぐろ類のはえ縄漁船のような遠洋漁業の船舶は、しばしば数か月または数年間も港に寄らずに洋上に滞在するため、クルーが緊急時に家族や当局と連絡を取ることが非常に難しくなります。また、人権侵害は、しばしばイルカや海洋哺乳動物の意図的な捕獲・殺害やフィニングなどの違法漁業と関連して発生します。

EJFの調査によれば、対象となった台湾の遠洋漁業船で働くクルーの約半数が、彼らの船が定期的にこのようなIUU活動に従事していると証言しています²⁶。また、公式なデータは限られていますが、人権侵害は中国の遠洋漁業船団の中でより一般的に発生しているようです。EJFは2020年9月から2021年8月までの期間に、中国の船団で働いていたインドネシア人クルーに対して複数回のインタビューを行い、クルーのほぼ全員(99%)が給与を差し引かれ、半数以上(59%)が身体的な虐待を受けたと証言しています²⁷。さらに、EJFは韓国の船団でも賃金の差し引き(93%)、暴力(63%)、パスポートなどの身元証明書の没収(94%)など、クルーの証言を通じて特定の人権侵害があったことを確認しています²⁸。

上記の状況は、国際労働機関(ILO)が人身取引の被害者と見なす状況です。国際的には、労働者の権利を保護するためにILOが2007年に採択した「漁業部門における労働に関する条約(ILO C188)」が存在します。しかし、日本の主要な3つのマグロ取引先である台湾、韓国、中国の中で、ILO C188の標準を国内法に導入するという約束を果たしているのは台湾だけあり、日本については批准の約束もしていません²⁹。

2022年9月、日本政府は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を発表しましたが、このガイドラインは法的拘束力を欠き、企業に人権のデューデリジェンスを実施するよう奨励するにとどまります³⁰。

“特定第二種”以外の魚種に対するトレーサビリティの低さ

水産庁が公表した「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」に関するQ&A(輸入関係)」によると流適法に基づく漁獲証明書制度は、EUの漁獲証明制度を基に開発されており、したがって、漁獲証明書に記入する必要がある情報は基本的にEUの漁獲証明書と同じであるとされています³¹。

漁獲証明書に記載する必要がある情報は次のとおりです：

1. 認証当局、帰国の認証：証明書を識別するための適格な機関の名前と特定の文書番号
2. 漁船情報
3. 製品情報：DAOコードおよび該当するRFMOの名前
4. 資源管理に関する情報：漁船の数、漁獲量などの制限
5. 漁船長
6. 洋上転載に関する情報
7. 港湾区域内転載の認可情報
8. 輸出者
9. 輸送の詳細：魚の漁獲地から次の国の目的地までの輸送経路の詳細
10. 輸入者申告
11. 輸入管理当局

旗国以外の第三国を経由して特定第二種水産動植物等を原材料として作られた製品が日本に輸入された場合、追加の書類が提出される必要があります³²。例えば、対象製品が第三国で加工されている場合、その製品が当該第三国で適切に加工されたことを証する証明書を提出します。その証明書は製品が加工された第三国の政府機関により発行されなければいけません。

特定第二種水産動植物等の輸入に関して必要なKDEsは比較的整備されていますが、対象となるのはわずか4つの魚種だけです。その他には、特定第二種水産動植物等以外の魚種では、マグロ種だけがいくつかの輸入条件があります。ただし、特定第二種水産動植物等の輸入に必要なKDEsと比較すると、そのトレーサビリティは明らかに低くなっています。

まぐろ法第10条では、特定のマグロ種を日本に輸入する際に、関連するRFMOが設定した要件に基づき、いくつかのKDEsを農林水産大臣に報告することを義務付けています。これらの報告要件に違反すると、日本政府は特定の国からのマグロ輸入を制限することができます。前述のセクションで説明したように、現在、クロマグロ、タイセイヨウクロマグロ、ミナミマグロ、キハダマグロ、メカジキ、メバチマグロの輸入には漁獲証明書が必要です。ただし、これらのマグロ種についても必要なKDEsは限られており、以下の通りです³³：

1. 積荷の数量、原産地、積み込みエリア、および積み込み港を確認する文書に添付された確認申請書
2. 電子記録に基づく漁獲証明書 (ICCATのみ)、または、旗国の政府職員によって認証された漁獲証明書
3. ICCATによる電子記録に基づく再輸出証明書、または、関連する中間国と最終輸送国の政府職員によって認証された再輸出証明書
4. 船舶の旗国証明書および(該当する場合)船舶の以前の旗国証明書
5. 漁船の所有者および運営者を確認できる文書
6. RFMOが規定する転載に関する申告
7. RFMOのウェブサイトに掲載された関連するRFMOの船舶許可を持つ船舶を示す情報
8. (該当する場合)RFMOの公式の養殖施設リストに記載された養殖施設に関する情報
9. まぐろ法第10条に基づく輸入業者による報告書。以下の情報を含む³⁴：
 - a. マグロを捕獲した漁船に関する詳細
 - b. 輸送に関する情報
 - c. 輸入後、予定されている販売先
 - d. 輸入を意図するマグロの種に関する具体的な情報

表3: EU、米国、日本及び各RFMOに基づき水産物を輸入する際に必要なKDEsに関する比較分析

	Key data element (KDE)	European Union	United States*	Japan	RFMO & CCAMLR Catch Documentation Schemes				Additional information
					ICCAT	CCSBT	CCAMLR	IOTC** (Statistical Document)	
WHO	Vessel name								
	Unique vessel identifier (IMO number)								EU: IMO number is required "if issued" by the flag State. US: requests a UVI when available. JP: IMO number or Lloyd's Register number required if issued. CCAMLR: the option to provide an IMO number is provided, but not mandatory.
	Vessel flag								
	International Radio Call Sign (IRCS)								JP: Call sign required if issued.
	Information on exporter / re-exporter								ICCAT: only requests company name.
	Identity of import company								
WHAT	Product type								
	Species name – ASFIS 3-Alpha Code								JP: Requires HS code of product, not ASFIS 3-Alpha code
	Estimated live weight (kg)								ICCAT, ICCAT requests "Total weight" and "Average weight". CCSBT: requests the net weight. IOTC: requests the net weight.
	Processed weight (kg)								ICCAT, CCSBT, CCAMLR and IOTC require the net weight of harvested or processed products to be re-exported from the territory of a contracting party where it has previously been imported.
	Transshipment: Declaration and authorisation of transshipment at sea, IMO number and vessel master information.								EU: bans all transshipment at sea US: does not request vessel master information. JP: IMO number or Lloyd's Register number only required if issued. CCSBT: does not require IMO number in the declaration.
WHEN	Event date								
WHERE	Catch area (better defined with a clear distinction between the EEZ and the high seas)								CCSBT, ICCAT and IOTC: require the name of their own catch areas, which does not always distinguish between the EEZ and the high seas.
	Authorisation to fish								US: required if available.
	Port of landing								
HOW	Processing location								
	Fishing gear type or catch method								JP: Required fishing license number and licensed fishing method. This isn't as specific as the US which requires the fishing gear type specifically.

情報源: EU IUU Fishing CoalitionをもとにEJFが作成 (要請に応じて提供可能)

深刻な透明性不足

特定第二種水産動植物等であるか、マグロであるかにかかわらず、上記に挙げたすべてのKDEは政府によって収集されますが、情報公開はされません。スーパーマーケットや小売店で販売される水産物に関して、一般消費者に対して公開される情報は食品表示法によって明示されます。輸入された水産物に必要な情報には、以下が含まれます³⁵:

- 原産国
- 水域名、可能であれば、原産国も含む
- 水産物の原産国は、水生動物が捕獲された国または漁船(旗国籍)が所属する国に基づいて決定されます。したがって、外国の船によって捕獲され、日本の港に上陸した水産物は輸入されたものと見なされます。
- 2つ以上の場所で養殖された製品の場合、最も長い期間いた場所を原産地として表示できます(長いところルール)

2022年12月に、流適法の施行が開始され、特定第二種水産動植物などの輸入管理が強化されました。この輸入管理システムは比較的新しいものであるため、経験を積み重ねながらシステムを継続的に更新し、改善していくことが重要です。このプロセスには、政府、国内業界関係者、貿易団体、市民社会など、すべてのステークホルダーの参加が必要です。政府は輸入管理の一環としてKDEsを収集していますが、現行の法的枠組みは製品の原産地やそれを捕獲した船舶の国籍などに関する情報開示を食品表示法にて規定しており、それはスーパーマーケットなどで販売される製品にのみ適用されています。全体のサプライチェーンに関連する情報の開示に関する規定がないことは、意義ある市民の参加を難しくし、政策の議論を妨げ、改善のペースを遅くする可能性があります。

日本で消費される水産物は輸入に大きく依存しています。IUU漁業や人権侵害に関連しているIUUシーフードでないことを確認するために、国レベルでの輸入管理は最前線のバリアとなります。また、個々の水産物バイヤーが実施するデューデリジェンスも、サプライチェーンを通じて非倫理的または違法なIUUシーフードが国内の市場に流通しないようにするための重要な手順です。EJFが水産物のバイヤーと協力する中で得た経験上、正確なデューデリジェンスを行うためには大量の情報が必要であり、その多くの情報を取得するためには政府の協力が不可欠です。

軽微な罰則

まぐろ法の第11条では、まぐろ類の輸入時に虚偽の報告を行った場合の罰則が規定されています。この違反に対する罰則は民事罰金であり、最大で30万円(約2,250米ドル)を超えてはなりません³⁶。ただし、この罰則に関しては日本のまぐろ類輸入市場の規模を考慮する必要があります。日本では2,320億円(約17.4億米ドル)分のまぐろ類が輸入されています³⁷。

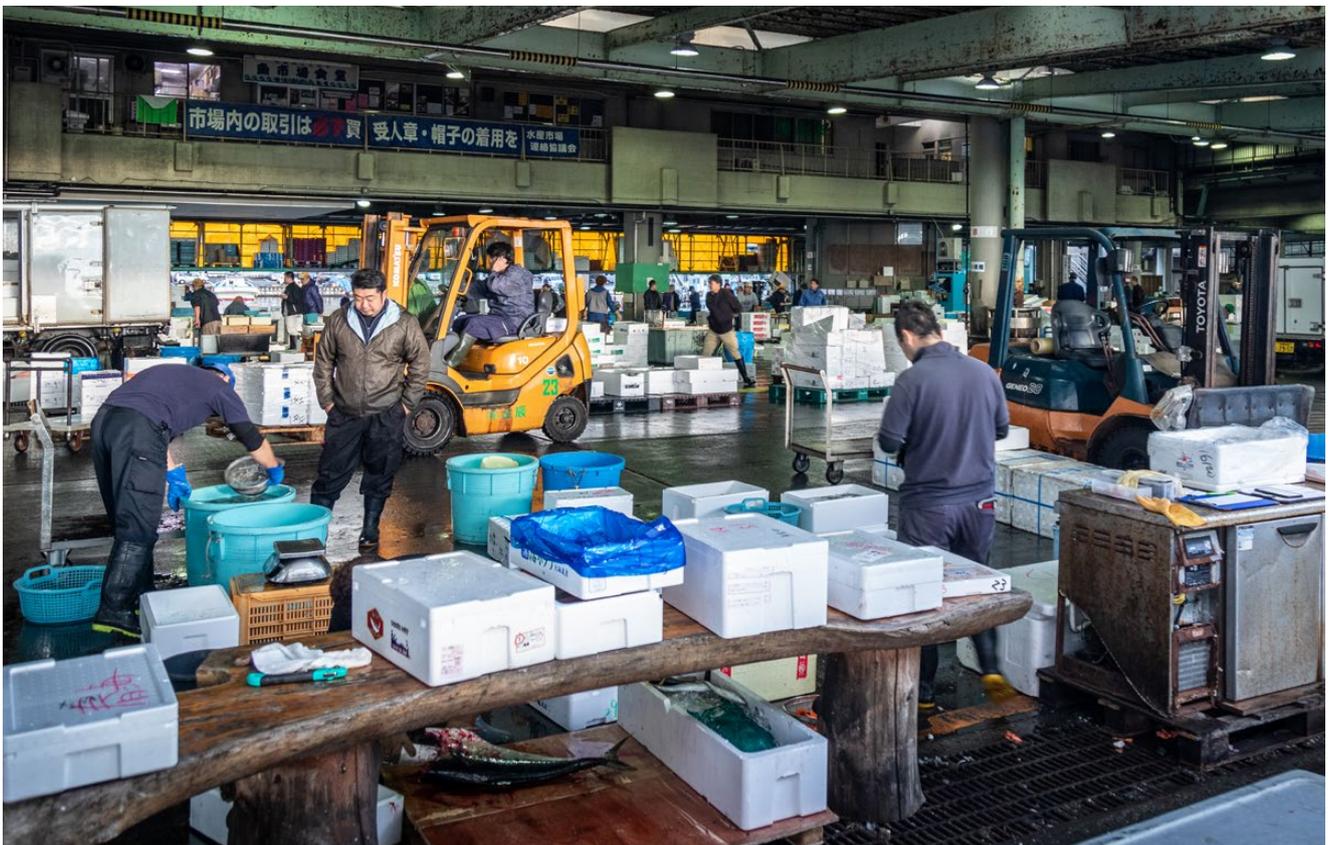
一方で、新しい流適法ではより厳しい罰則を課しています。特定第二種水産動植物等の違法な取引を行った者は、最大で1年の懲役または最大で100万円(約6,600米ドル)の罰金を課されるとされています³⁸。

ただし、まぐろ類や日本全体の水産物取引の経済的規模を考慮すると、どちらの罰則も潜在的な経済的利得に対して相応しくなく、このような違法行為を抑止する効果が期待できないと考えます。

結論と提言:

上記の分析とケーススタディは、IUU漁業および人権侵害と関連するIUUシーフードが日本市場に流入するリスクを示しています。流適法の導入は、現行の輸入管理を強化する一歩です。流適法で報告が義務づけられているKDEsは、漁業慣行の評価に役立ち、日本政府のIUU漁業対策のための強力な基盤となります。次のステップは、まぐろ類を皮切りに、同じKDEs要件を持つ全ての水産動植物に対してその範囲を速やかに拡大することです。また、輸入管理システムには、船上でのクルーの人権状況やサプライチェーン全体にわたる人権状況の報告も含めるべきです。合わせて、こうした実施は透明性を確保し、一般市民への情報開示と共有の上に成り立つべきです。透明性を通じてのみ、市民社会や全てのステークホルダーは十分かつ正確な情報をもって政策議論に参加し、輸入管理の適切な実施を確保することができます。

また、ほとんどのバイヤーは合法的ですが、違法なプレーヤーには適切な罰則が必須です。これによって政府は公正で健全な競争環境を築くことができます。



これらを実現するために、EJFは以下のような具体的な改善を速やかに実施することを求めます。

- 上記ケーススタディで言及した中国の漁船から輸入された水産物の行方を調査し、違法行為が見つかった場合、流通業者と協力して製品を回収する。
- 特定第二種水産動植物等のリストを、マグロやサメなどのIUUや人権侵害と関連が高いと見なされる魚種から始めて、全種に拡大する。
- 漁獲証明書を含めた関連の情報をデジタル化し、情報を適時かつ正確に整理および共有できるようにする。
- 水揚げ地での証拠や情報を得るために市民社会を政策議論に巻き込む。
- FAOの「Global Record of Fishing Vessels, Refrigerated Transport Vessels, and Supply Vessels」に適宜情報を提供する
- Global Coalition for Fisheries Transparencyが発表した「[The Charter for Fisheries Transparency](#)」を公然と支持する。
- 人権に関するデューデリジェンスをサプライチェーン全体で義務化する。また、ILO C188など関連する国際協定を批准し、実施している国の船舶や企業からのみ輸入を許可する
- 本提言書で取り上げた3法(外為法、まぐろ法、流通法)において、罰則を引き上げ、日本の水産物市場の規模を反映し、違法行為や犯罪を効果的に抑止し、防止できるようにする。

Environmental Justice Foundation (EJF) は、自然界を守り、私たちの安全な環境への基本的人権を擁護するために存在しています。EJFは国際的に活動し、政策に情報提供を行い、環境保護と人権のための根本的で持続可能な改革を進めています。私たちは不正を調査し、明るみに出し、環境正義のために最前線で活動する環境擁護者、先住民、地域社会、独立ジャーナリストをサポートしています。私たちのキャンペーンは、平和で公正で持続可能な未来を築くことを目指しています。

EJFは、違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業との戦いに尽力しています。この目的のために、EJFは漁船の活動に関する情報を入手するために、漁船の元乗組員とのインタビューを実施し、ExactEarth、Global Fishing Watch、Starboardなどのソフトウェアを駆使しています。これらのソフトウェアは、自動識別システム (AIS) を搭載した船舶の動向を観察することを可能にしています。

- 1 Tridge, 'Tuna global imports and top importers 2023', accessed 15.10.2023, <https://www.tridge.com/intelligences/atlantic-bluefin-tuna/import>
- 2 Fisheries Agency, '水産白書', accessed 15.10.2023, <https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/R4/attach/pdf/230602-9.pdf>
- 3 Fisheries Agency, '水産白書', accessed 15.10.2023, <https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/R4/attach/pdf/230602-6.pdf>
- 4 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, '農林水産物輸出入概況 2022年(令和4年)', accessed 15.10.2023, <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kokusai/attach/pdf/index-38.pdf>
- 5 Fisheries Agency, '水産白書', accessed 15.10.2023, <https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/R4/attach/pdf/230602-6.pdf>
- 6 Mongabay, 'Exclusive: Shark finning rampant across Chinese tuna firm's fleet', accessed 15.10.2023, <https://news.mongabay.com/2022/11/exclusive-shark-finning-rampant-across-chinese-tuna-firms-fleet/>
- 7 Japanese Law Translation, '外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)', accessed 15.10.2023, https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/4412#je_ch6at6
- 8 Japan is a member of five tuna RFMOs (ICCAT, CCSBT, IATTC, WCPFC, IOTC) and NAFO, SEAFO, NPFC, SIOFA, CCAMLR
- 9 Ministry of Economy, Trade and Industry, '水産物の輸入割当て', accessed 15.10.2023, https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/index.html
- 10 Foresight, '輸入割当制度とは?概要と対象品目、注意点をわかりやすく解説' accessed 15.10.2023, <https://www.foresight.jp/tsukanshi/column/import-quota-system/>
- 11 Japanese Law Translation, 'まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法' accessed 15.10.2023, <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/3941>
- 12 International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas (ICCAT), the Indian Ocean Tuna Commission (IOTC), the Inter-American Tropical Tuna Commission (IATTC), the Western and Central Pacific Fisheries Commission (WCPFC), and the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna (CCSBT).
- 13 Japan Law Translation, '特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律' accessed 15.10.2023 <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/4149/je>
- 14 Fisheries Agency, '「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」に関するQ&A(輸入関係)(案)' accessed on 15.10.2023, https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/pdf/tekiseika_qa_2_2210.pdf
- 15 Fisheries Agency, '「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」に関するQ&A(輸入関係)(案)' accessed on 15.10.2023, https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/pdf/tekiseika_qa_2_2210.pdf
- 16 Fisheries Agency, '「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」に関するQ&A(案)' accessed on 15.10.2023, https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/pdf/tekiseika_qa_1.pdf
- 17 Fisheries Agency, '特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律' accessed on 15.10.2023 <https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/tekiseika.html>
- 18 アルゴリズムによって「遭遇(エンカウンター)」として検出されるのは、AIS信号を送信している2隻の船舶が、沿岸の錨地から10km以上離れた場所で、貨物、人員、または貨物の転送が可能な速度で一定の期間近くで存在しているときです。なお、船舶間で「エンカウンター」が検出された場合、それが積荷の積み替えの証拠であるとは限らず、追加の証拠による確認が行われるまで、積み替えが行われる可能性を示唆する行動としてのみ考慮されます。各プラットフォームの具体的な「エンカウンター」のパラメータについては、GFWおよびStarboardの定義を参照してください。
- 19 Seafood Source, 'Maruha Nichiro reports record sales, profit even as chairman resigns', accessed 15.10.2023, <https://www.seafoodsource.com/news/premium/business-finance/maruha-nichiro-reports-record-sales-and-profit-in-q3-report>
- 20 <https://tf1.jp.org/content/OPRTShipDataSearch.php>
- 21 Fisheries Agency, '「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」に関するQ&A(輸入関係)(案)' accessed on 15.10.2023, https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/pdf/tekiseika_qa_2_2210.pdf
- 22 Fisheries Agency, '特定第二種水産動植物にかかる論点', accessed 15.10.2023, https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/nousui/20210726/210726nousui_refo4.pdf

- 23 Fisheries Agency, '水産白書', accessed 15.10.2023, <https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/R4/attach/pdf/230602-6.pdf>
- 24 Fisheries Agency, '平成30年4月1日以降の申請に必要な書類' accessed 15.10.2023, <https://www.jfa.maff.go.jp/j/enyou/tuna/attach/pdf/index-62.pdf>
- 25 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, '農林水産物輸出入概況 2022年(令和4年)', accessed 15.10.2023, <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kokusai/attach/pdf/index-38.pdf>
- 26 EJF, 'Illegal fishing and human rights abuses in the Taiwanese fishing', accessed 15.10.2023 fleet <https://ejfoundation.org/resources/downloads/Taiwan-briefing-IUU-HR-2020-July.pdf>
- 27 EJF, 'THE EVER- WIDENING NET', accessed 15.10.2023 <https://ejfoundation.org/resources/downloads/The-Ever-Widening-Net-2022-final.pdf>
- 28 EJF, 'Illegal fishing and human rights abuses in the Korean fishing fleet', accessed 15.10.2023 <https://ejfoundation.org/resources/downloads/Illegalfishing-humanrightsKorea.pdf>
- 29 International Labour Organization, 'C188 - Work in Fishing Convention, 2007 (No. 188)', accessed 15.10.2023, https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:C188
- 30 Ministry of Economy, Trade and Industry, 'Guidelines on Respecting Human Rights in Responsible Supply Chains', accessed 15.10.2023, https://www.meti.go.jp/english/press/2022/pdf/0913_001a.pdf
- 31 Fisheries Agency, '「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」に関する Q&A(輸入関係)' accessed 15.10.2023, https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/pdf/tekiseika_qa2_2211.pdf
- 32 Fisheries Agency, '「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」に関するQ&A(輸入関係)(案)' accessed 15.10.2023, https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/pdf/tekiseika_qa_2_2210.pdf
- 33 Fisheries Agency '電子申請を行う際の提出書類について' accessed 15.10.2023, <https://www.jfa.maff.go.jp/j/enyou/tuna/attach/pdf/index-83.pdf>
- 34 Fisheries Agency, 'まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第10条に基づく報告の徴収について(冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書等)', accessed 15.10.2023 <https://www.jfa.maff.go.jp/j/enyou/tuna/attach/pdf/index-153.pdf>
- 35 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_220615_11.pdf
- 36 Japan Law Translation, 'まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法', accessed 15.10.2023, <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/3941>
- 37 Fisheries Agency, '水産白書', accessed 15.10.2023, <https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/R4/attach/pdf/230602-6.pdf>
- 38 Japan Law Translation, 'まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法', accessed 15.10.2023 '特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律', accessed 15.10.2023, https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/4149#je_ch5



Environmental Justice Foundation (EJF)

Genurco House, 3-5 Spafield Street, London, EC1R 4QB, UK
Tel: +44(0) 207 239 3310, info@ejfoundation.org
ejfoundation.org